



すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います

1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業内容

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策、地域再生・融和（もやい直し）、地域振興・活性化を目指す多彩な活動を推進する。

3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- （1）公害医療研究事業
- （2）水俣病検診機器整備事業
- （3）水俣病国際貢献推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

4. 令和6年度に取り組む主な事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）

水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）

2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（法36条1項）

水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進

- ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
- ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）

3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
- ・水俣環境アカデミアの活動支援